

わがまち特例(別表)

特例対象資産	取得時期の要件	適用期間	課税標準額の特例割合
水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する工場又は事業所における汚水又は廃液の処理施設(償却資産)	平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得されたもの	期限なし	課税標準額の2分の1
租税特別措置法に規定する中小事業者等が取得した大気汚染防止法の指定物質の排出、飛散の抑制に資する施設(償却資産)	平成30年4月1日から平成32年3月31日までに取得されたもの	期限なし	課税標準額の2分の1
下水道法に規定する公共下水道を使用する者が設置した除害施設(償却資産)	平成24年4月1日から平成32年3月31日までに取得されたもの	期限なし	課税標準額の4分の3
特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事により設置された雨水貯留浸透施設(償却資産)	平成30年4月1日から平成33年3月31日までに取得されたもの	期限なし	課税標準額の4分の3
都市再生特別措置法の認定事業者が同法に規定する認定事業により取得した家屋及び償却資産	平成27年4月1日から平成31年3月31日までに取得されたもの	最初の5年度分	課税標準額の5分の3
このうち同法に規定する特定都市再生緊急整備地域内で認定事業により取得した家屋及び償却資産			課税標準額の2分の1
津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域において推進計画に基づき取得又は改良された津波対策の用に供する償却資産	平成28年4月1日から平成32年3月31日までに取得又は改良されたもの	最初の4年度分	課税標準額の2分の1
津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち指定避難施設避難用部分	平成30年4月1日から平成33年3月31日までに協定締結されたもの	最初の5年度分	課税標準額の3分の2
津波防災地域づくりに関する法律第60条第1項に規定する管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち同法に規定する協定避難用部分	平成30年4月1日から平成33年3月31日までに協定締結されたもの	最初の5年度分	課税標準額の2分の1

わがまち特例(別表)

津波防災地域づくりに関する法律第 61 条第 1 項に規定する管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち同法に規定する協定避難用部分	平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までに協定締結されたもの	最初の 5 年度分	課税標準額の 2 分の 1
指定避難施設に付属する避難の用に供する償却資産で政令で定めるもの	平成 27 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までに取得されたもの	最初の 5 年度分	課税標準額の 3 分の 2
協定避難施設に付属する避難の用に供する償却資産で政令で定めるもの	平成 27 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までに取得されたもの	最初の 5 年度分	課税標準額の 2 分の 1
太陽光を電気に変換する特定太陽光発電設備で総務省令で定める規模未満のもの	平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までに取得されたもの	最初の 3 年度分	課税標準額の 3 分の 2
上記以外の特定太陽光発電設備		最初の 3 年度分	課税標準額の 4 分の 3
風力を電気に変換する特定風力発電設備で総務省令で定める規模以上のもの	平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までに取得されたもの	最初の 3 年度分	課税標準額の 3 分の 2
上記以外の特定風力発電設備		最初の 3 年度分	課税標準額の 4 分の 3
水力を電気に変換する特定水力発電設備で総務省令で定める規模以上のもの	平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までに取得されたもの	最初の 3 年度分	課税標準額の 3 分の 2
上記以外の特定水力発電設備		最初の 3 年度分	課税標準額の 2 分の 1
地熱を電気に変換する特定地熱発電設備で総務省令で定める規模未満のもの	平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までに取得されたもの	最初の 3 年度分	課税標準額の 3 分の 2
上記以外の特定地熱発電設備		最初の 3 年度分	課税標準額の 2 分の 1

わがまち特例(別表)

バイオマスを電気に変換する特定バイオマス発電設備で総務省令で定める規模の範囲内のもの	平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までに取得されたもの	最初の 3 年度分	課税標準額の 3 分の 2
上記の特定バイオマス発電設備で総務省令で定める規模未満のもの		最初の 3 年度分	課税標準額の 2 分の 1
水防法に規定する地下街等における洪水時の浸水の防止を図るための設備（償却資産）	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までに取得されたもの	最初の 5 年度分	課税標準額の 3 分の 2
都市再生特別措置法に規定する認定誘導事業者が同法に規定する認定誘導事業により取得した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産	平成 28 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までに取得されたもの	最初の 5 年度分	課税標準額の 5 分の 4
総務省令で定められた補助金により同省令で定められた者が設置した児童福祉法に規定された業務を目的とする施設の用に供する固定資産	平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに総務省令で定められた補助金を受けて設置されたもの	最初の 5 年度分	課税標準額の 2 分の 1
都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が同法に規定する認定計画により設置した市民緑地の用に供する土地	土地緑地法等の一部を改正する法律の施行日から平成 31 年 3 月 31 日までに設置されたもの	最初の 3 年度分	課税標準額の 3 分の 2
高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅	平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに新築されたもの	最初の 5 年度分	固定資産税額の 3 分の 2